

(2) 市の事業の企画・運営・実施状況(仕様書内)

項目	具体的な取組み	目標	平成28年度の実施状況	平成28年度 の評価 (20段階)	平成29年度の実施状況	平成29年度 の評価 (20段階)		
1 児童発達支援事業について								
①	グループ療育の実施	月～金曜日の午前中に、グループ(1グループあたり4人～7人)を実施。	子どもの発達状態に合わせグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	・189日実施 ・延べ児童数1,511人 ・午前中に、親子グループ療育(1グループあたり5～7人)を実施。未満児5グループ(週2回)年少児2グループ(週1回)	17	・188日実施 ・延べ児童数1,289人 ・午前中に、親子グループ療育(1グループあたり3～7人)を実施。未満児5グループ(週2回)年少児2グループ(前期のみ、週1回)	発達や年齢・障がい等を考慮して親子グループを編成し、子どもの自立に向けた基礎的な力を育てている。半年ごとにグループ編成を見直し、必要に応じて療育プログラムの変更を行うことで、より子どもの発達や特性に応じた療育が提供できるように努めた。 また、親子療育を通して、親子の愛着関係を育むとともに、子どもの困り感や気になることを、療育の場面で保護者と共有し、その手立てを職員と一緒に考えていくことを目的に取り組んでいる。 親子グループは、子どもの要求にじっくり向き合い、その子なりのできることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場・関わり方を知る場、あるいは、同じ悩みを持った親同士の交流の場となり、発達支援の場であるとともに保護者支援の場ともなっている。 待機なく早期から療育が受けられるように、未満児は基本的に親子グループ療育のみとしているが、利用状況や支援状況を検証しながら、療育支援のシステム全体を視野に入れた対応をしていくことが課題である。また、幼稚園や保育園との併行通園児に対しては園との連携が重要と考えている。	18
②	個別療育の実施	火～金において、職員と通園児による1対1の個別指導療育を実施。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	・178日実施 ・延べ児童数 1,402人 ・週1回の個別指導	15	・189日実施 ・延べ児童数 1,617人 ・週1回の個別指導	年少以上の通園児が増えていることから、個別指導の実施日数や利用者数が増加している。一人ひとりに応じた療育が提供できるよう、通園児のアセスメントと保護者のニーズを踏まえ、個別支援計画を立て、それに基づいた個別指導を行っている。子どもの課題に応じた遊びや活動を通して、発達を促す指導に努めている。また、指導後には必ず指導の中で発見した子どもの気づきや、必要な情報を保護者と共有し、個別の目標を明確にしている。子どものこと、家族のこと、就園、就学のこと等の相談の中で、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築けるように努力している。 通園児にとって必要な支援を他の療育機関や保育園・幼稚園等に伝える事で、児に合った支援の場について関係機関で共有できるように、他機関との連携をより充実させていきたい。	16
③	保育所等訪問支援事業の実施							
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成(療育内容の検討)	年に2回(4月、10月)、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子ども1人ひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)の作成 ・個別支援計画書の作成(年2回) ・ケース会議の実施(月1回、適宜)	17	・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)の作成 ・個別支援計画書の作成(年2回) ・ケース会議の実施(月1回、適宜)	保護者のニーズを汲み取り、個別支援計画に反映させている。子どもの発達段階の共通理解を図り、できることから取り組めるように長期・短期の目標を立て、よりわかりやすい言葉で伝えている。 子どもが出来る・出来ないで判断するのではなく、関わる大人がどのような支援を行うことが必要か、焦らずに積み重ねをすることの大切さを伝えている。その提示の仕方により保護者が具体的な方法を知り、家庭でも実行され、子どもの成長につながっている。 また、定期的なケース会議(月1回以上)により、常に支援方法の見直しを行い、職員間で子どもへの共通認識を図りながら、状況に応じた、より適切な支援内容にすることができた。	17
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	・150日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内で対応。 ・延べ個別支援児童数247人	16	・180日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内で対応。 ・延べ個別支援児童数366人	年少以上の通園児の増加により、実施日・支援人数ともに増加し、個別のニーズに応えながら支援を行った。 年少以上児の個別的な支援については、支援計画を作成し、職員と保護者が目標や支援内容を共通理解しながら支援している。未満児については月に2～3回程、グループ療育の中で対応するように取り組み、多職種で支援の共有を図り、療育とつながりを持った支援ができるよう努めている。	17
⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の向上をめざし、指導を行う。	・言語聴覚士について、募集はしたが、人材の確保につながらなかった。 ・言語療法が必要と思われる利用児には、近隣の病院を紹介する等して対応。また、年間3回、土岐総合病院の言語聴覚士による相談会を実施。	15	・122日実施 ・子どもとの関わりの中で、言語の発達や発音等の評価と支援、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・年間3回、土岐総合病院の言語聴覚士による相談会を実施。 ・延べ個別支援児童数195人	専門職員を配置し、ことばの育ちの面から必要に応じて検査を行い、子どもを捉え、コミュニケーションする力や理解する力、表現力の向上を目指した支援を行った。 近隣の医療機関で言語療法を受けている利用児に対しては、保護者を通して指導の内容を情報交換し、療育指導の中で取り組む事を確認するよう努めた。 単発的に、土岐市総合病院の言語聴覚士の相談会を土曜日に開催し、利用児のことばの育ちや医療機関での訓練の必要の有無について職員間や家族間で共通理解を図った。	17
⑦	摂食指導の実施 ＜※「仕様書」の内容により、「自主事業」で評価する。＞							
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をする。	子育て不安の軽減や子育て環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供する。	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	16	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	日々の療育や定期的な懇談により、担当職員との信頼関係を築き、より丁寧な支援に繋がるように努めた。グループ療育では、活動の狙いを丁寧に説明する機会を設けたり、懇談会やおしゃべり会等の機会を設けることで、保護者の疑問や心配なことに応え、安心して療育に通えるように努めた。また、保護者アンケートにより、思いや感想、要望等を把握し、必要に応じて管理者との懇談を設けた。以上により、日常的な保護者の要望に、迅速に対応するよう最大限努力した。	17
項目	具体的な取組み	目標	平成28年度の実施状況	平成28年度 の評価 (20段階)	平成29年度の実施状況	平成29年度 の評価 (20段階)		

⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭訪問を実施し、子どもの状況を把握する。個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける。必要に応じて訪問支援を行う。	日々の療育の中で、保護者の話に耳を傾ける。特に定めていないが、計画的な訪問支援(家庭、保育園、幼稚園、保健センター)を実施する。	・家庭訪問実施 6月 ・保育園、幼稚園訪問 6月、11月 ・保護者が気軽に集える「おしゃべり会」「クリスマスリース作り」等を実施。年7回	17	・家庭訪問実施 6月 ・保育園、幼稚園訪問 6～8月、12～1月 ・保護者が気軽に集える「おしゃべり会」「クリスマスリース作り」等を実施。年7回	連絡ノートや個別療育終了後のフィードバックの時間を活用し、子どもの姿や課題を保護者と共通認識するよう努めた。また、おしゃべり会等保護者が気軽に参加できるような機会を設け、保護者間の交流を図った。保育園や幼稚園での子どもの様子を把握するために担当職員が園を訪問したり、園の担当者に療育の様子を見てもらう機会を得ることで、保護者を含めた関係者が子どもの育ちや支援について共通理解できるように努めた。子ども支援課、教育委員会とも連携をとり、就園・就学についても保護者と情報を共有した。その結果、スムーズかつ適切に就園・就学について支援することができた。	17
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関してより理解を深めるために、研修会を実施する。	年2回以上実施する。	・6/14子育てについて(臨床心理士・水野香代先生) ・6/31栄養相談(保健センター・栄養士) ・7/14就学について(東濃教育振興事務所・渡邊千夏先生) ・7/19歯科相談(保健センター・保健師) ・9/9就園について(子ども支援課) ・10/18OBさん講話 ・11/20発達に躓きのある子どもの理解と支援(大湫病院 関正樹先生) ・1/13就学について(養正小学校 安田先生)	17	・6/12子育てについて(臨床心理士・水野香代先生) ・6/20栄養相談(保健センター・栄養士) ・7/14就学について(東濃教育振興事務所・渡邊千夏先生) ・9/5就園について(子ども支援課) ・9/9OBさん講話 ・10/2歯科相談(保健センター・保健師) ・11/26発達に躓きのある子どもの理解と支援(大湫病院 関正樹先生) ・1/24就学について(教育相談室 安田先生)	子育てや教育支援、発達障害に関わる講演会、就園・就学に向けての勉強会を、専門の講師を招いて実施した。勉強会ごとに保護者に事前のアンケートを取って、知りたい事や質問事項を把握し、子どもの発達や保護者のニーズに合わせた幅広い内容で実施できた。医療機関等の専門家だけでなく、OBの方の話、多治見市の保健師や栄養士、教育委員会等の講話・指導等、保護者の身近な地域の専門家の力を活用することで、保護者の学びの場になるだけでなく、困ったときにどこへ相談に行けばよいのかを知る機会となった。また、事前の打ち合わせを詳細に行い、他機関と連携を図る事で、関係機関との縦横の繋がりを深める事ができた。	18
2 相談・検診育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業であるワンパク教室(1・2)への参加。	ワンパク教室1(月1回)、ワンパク教室2(月1回)への参加支援。	・ワンパク教室(1) 月1回参加 ・ワンパク教室(2) 月1回参加	16	・ワンパク教室(1) 月1～2回参加	ワンパク教室(フォローアップ教室)では、関係機関と情報を共有し保護者支援に努め、必要に応じて療育につながる事ができた。また、職員が参加することで、療育に通う前から職員と面識を持つことが出来、特に療育に通う事に不安が強い保護者に対しては、通所に対する不安を軽減できるケースがあった。	16
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。	16	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS－S法言語発達遅滞検査の実施	作業療法士による感覚統合の検査(JMAP)、フロスティグ視知覚機能検査を行い、子どもの感覚の発達や目と手の協調性等、運動発達の状況を捉えることができた。 また、言語聴覚士による検査(S－S法)により、ことばの理解や表出、構音についての発達や課題を捉える事ができた。 検査の結果や作業療法士・言語聴覚士の所見を個別支援計画作成に用い、子どもの姿を多面的に捉えながら療育を実施している。また、検査の結果を保護者に伝え、子どものことを一緒に考える材料として役立てた。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ。 保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談。	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う。	・年間延べ43件実施。 ・健診等で、療育が必要だと判断された子どもへの対応として面接、相談を受ける。	16	・年間延べ31件実施。 ・健診等で、療育が必要だと判断された子どもへの対応として面接、相談を受ける。	基本的には療育や入園に関する面接・相談を行った。不安の中で来所されるので、通園につながるように、保護者からの聞き取りを重要視し、保護者の不安な気持ちを受け止め、困り感やニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心掛けた。	16
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施する。	・療育研究会(園内研)年3回実施。 7/1、2/24 渡邊千夏教諭(東濃教育振興事務所) 11/22 関正樹医師(大湫病院)	16	・療育研究会(園内研)年3回実施。 7/6、2/22 渡邊千夏教諭(東濃教育振興事務所) 11/28 関正樹医師(大湫病院)	指導員の療育の検証を目的に、外部の講師(東濃教育事務所、大湫病院児童精神科医)を招いて研究会を行った。支援案からフィードバックまでの過程を全職員で共有し、会議を重ねた。これにより、職員の意識改善と資質向上に繋げることができ、療育の幅を広げる事が出来た。 また、講師と意見交換の時間を設け、療育の指導方法の検証だけでなく、子どもの捉え方や見通しを持った療育という点についても見識を深めることが出来た。 関係機関(保育園や幼稚園、保健センター等)にも参加を呼びかけ、一緒に話し合うことで子どもを共通理解できる場ともなっている。 常に療育の検証を行うことで、専門性を追求し、よりよい支援に繋げられるよう努力している。	17
⑤	保護者に対する研修会の実施			・講演会(1回) 2/5 子育て講演会(りんごの木 柴田愛子先生) 参加者 76名	15	・講演会(2回) 11/26 保護者向け講演会(大湫病院 関医師) 参加者 34名 1/14 子育て講演会(池添素先生) 参加者 73名	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、保護者の学びの機会とするとともに、子育てや療育に関する理解の促進を図った。 特に関医師の講演会については、通園保護者の気持ちに寄り添いながら、発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶよい機会となっており、保護者のニーズによって内容を検討しながら、毎年継続して行っている。	17

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目		具体的な取組み	目標	平成28年度の実施状況	平成28年度の 評価 (20段階)	平成29年度の実施状況	平成29年度 の評価 (20段階)
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する	・言語療法士による相談指導 年3回 6/18、9/10、2/18 ・音楽療法 月1回実施	16	・言語療法士による相談指導 年3回 6/17、9/9、2/17 ・音楽療法 月1回実施	ことばの発達についてのニーズが高かったため、土岐市総合病院の浦本言語聴覚士による相談会を年3回実施した。 保護者の継続的なニーズとして音楽療法を毎月実施した。ここ数年、同じ先生に継続して指導していただいており、講師と事前の打ち合わせを密に行い、子どもの発達や特性に応じて指導方法を工夫することで、子どもの育ちや変化を捉えることができ、保護者と一緒に子どもの成長を喜ぶことができています。
②	保健センター歯科衛生士による歯科衛生指導の実施	歯科衛生士による歯磨き指導。	必要に応じて年1回以上実施する。	・歯科衛生士による歯磨き指導 7/19(未就園児グループ) ・栄養士による栄養指導 6/31	15	・歯科衛生士による歯磨き指導 10/2、11/24(未就園児グループ) ・栄養士による栄養指導 6/20	未就園児を対象に、指導と講話を実施した。 <u>特に歯科指導はニーズに応じて指導回数を増加した。</u>
③	療育サポート	一時預かりによる療育を実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間85人実施 緊急的なサポートとして実施。	16	年間125人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者や兄弟の都合で療育が途切れないことを目的としている。年度初めに周知し、有効利用を促した。
④	摂食指導の実施	特に未就園児グループの親子に対して指導を実施。	保護者に対して食について学ぶ機会を設けるとともに、食事についての適切な支援を行う。	未就園児グループの親子に対し指導した。 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導、7月に、歯科衛生士による歯科指導を行った。	17	未就園児グループの親子に対し指導した。 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導、10月・11月に歯科衛生士による <u>歯科指導を行った。</u>	未就園児は、グループ療育の中で、楽しく親子で食事をしながら、咀嚼、姿勢、偏食について保護者と課題を共有し、スプーンや箸等道具の使い方の支援を行った。 民間の弁当で実施することによって、普段食卓には出ないおかずでも、食べられる物や嫌いなものを保護者が知る良い機会となった。 その他の通園児に関しては、児に応じて園での給食の様子を見に行き、個別の課題を把握することに努めた。
⑤	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等、緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	太平及び旭ヶ丘児童センター 各月1回	16	太平及び滝呂児童センター 各月1回	子育てに緩やかな配慮や支援を求めている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。ただし、内容や実施方法については、児童館・児童センターと協議し、実状に合わせて検討することが必要である。
⑥	地域との連携	地域住民の方を巻き込んだおまつりの実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民の方と交流できる機会を設ける	・上原公民館まつり 6/19 ・ひまわり夏まつり 8/6 ・笠原公民館まつり 10/16	17	・上原公民館まつり 6/18 ・ひまわり夏まつり 8/5 ・笠原公民館まつり 10/15 ・クリスマス会 12/19 ・療育中の兄弟の託児ボランティア ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	地域のまつりに遊びのコーナーや親の会のバザーとして参加し、地域の方に施設の概要を知ってもらえるよう努めている。また、発達支援センターひまわりで行う夏まつりやクリスマス会の際に、地域の方やボランティアの方、卒園児等をまねき、交流の機会を設けている。 親子療育の際、通園児兄弟を託児していただくために、地域の方を中心にボランティアの依頼を行った。合計7人のボランティアの方に、療育日に交代で来ていただき、1～4人の兄弟の託児に協力していただけた為、保護者が安心して通園児と関わりながら療育を行う事ができた。また、託児ボランティアを通して、施設についても知っていただく機会となった。 地域の園芸福祉士の方とは、畑等の整備・保護者のリフレッシュのためのクリスマスリース作り等を通して、職員や通園児・保護者との交流を図っている。
⑦	他機関との連携	関係機関との会議や研修会への参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。			・多治見市発達支援委員会1回/月、適宜 ・多治見市保育研究会支援児部会参加5回/年、感覚統合講師派遣9/1 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問6・7月 ・通級指導教室研修会参加 7/26・8/25・3/25 ・子育て相談会8/24 ・岐阜県障害幼児指導方法研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加	通園児の療育開始前から卒園まで関係機関と連携し、子どもに適切な支援ができるよう、情報共有に努めている。多治見市の保育研究会の支援児部会では運営委員として部会の取りまとめに協力し、部会の中で多治見市の幼稚園・保育園の子どもへの支援方法について交流し、学び合いながら、多治見市の支援が充実するよう努めている。また、支援児部会からの依頼により、市内の保育士・幼稚園教諭に向けて感覚統合についての講話を行った。通園児の就学にあたっては、教育委員会と連携を取り、卒園後も途切れなく支援されるようにしている。小学校の言語通級や発達通級の先生方とも授業公開や研修等の機会を設け、指導方法等の交流研修を行い、情報の共有と知識・技術の向上に努めた。 県下の療育機関や東濃地区の療育機関の公開療育や研修会にも積極的に参加し、職員の資質向上に努めている。29年度は東濃地区障害児指導方法研究会の事務局を務め、研究会や勉強会の企画等も行った。